

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送請求用）

- ・戸籍等を使用されるご本人様が記入し、申請してください。
- ・□には該当のものに✓をしてください。

米子市長 様

令和 年 月 日

■ 申請者 ※申請者住所および返信先は住民票の住所をお書きください。

住所	都 道 府 県	
氏名	連絡先	※昼間に連絡のつく電話番号 — —
生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

■ 何が必要ですか？

本籍	鳥取県米子市	謄本 (全部事項)	抄本 (個人事項)
筆頭者 氏名	戸籍のはじめに書かれている方、亡くなられていても変更はありません	戸籍 450円/通	通 通
必要な方 の氏名	生年月日 年 月 日	除(原戸)籍 750円/通	通 通
		戸籍の附票 350円/通	通 通
必要な方 からみて あなたは	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他（具体的に）	身分証明書 350円/通	通

☆直系親族以外の方が請求される場合は事前にお問い合わせください

●最近2週間以内に戸籍の届出をされたものがありましたら、ご記入ください。

____月____日に、出生 死亡 婚姻 離婚 その他（ ）の届を____に提出

- ・米子市では平成16年11月27日、旧淀江町では平成14年12月7日に戸籍及び戸籍の附票を電算化のため改製しましたので、それ以前のは改製原戸籍になります。

■ 使用目的及び特記事項

・使用目的
戸籍届出 パスポート 相続 年金 その他（ ）

・特記事項（例1：年金手続きのため母〇〇の死亡の記載 例2：廃車手続きのため平成△年頃◇市から現在までの住所のつながり）

☆相続などで戸籍が必要な方は、わかる範囲でご記入ください。
(米子市の戸籍で続柄の確認が取れない場合など、それが確認できる戸籍のコピー等をご添付いただく場合があります)

(続柄 氏名 生年月日 年 月 日)が死亡したことによる手続きで、
____歳から____歳までのものが____組
出生から死亡までのものが____組

- ・出生から死亡までの戸籍は、死亡者の戸籍の流れによって、複数通になります。
- ・相続などに必要な戸籍は、提出先によって、改製前の戸籍も必要となることがあります。
- ・廃車手続きなどに必要な戸籍の附票は、住所の履歴によって、複数の附票が必要となることがあります。

■ 請求方法

申請書、手数料（定額小為替）、返信用封筒、申請者の本人確認書類を同封して、送付してください。
詳しくは次頁をご覧ください。

①申請書

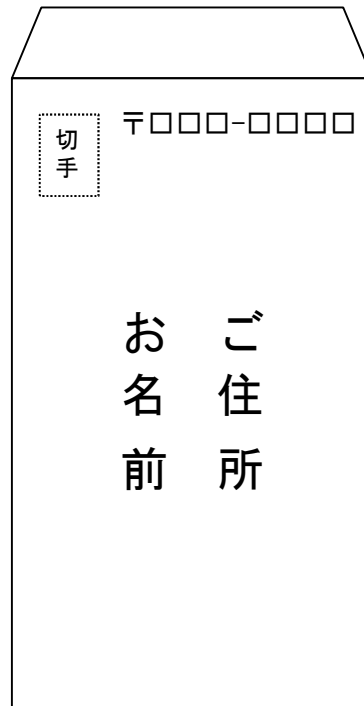
戸籍謄抄本等交付申請書
(郵送請求用)

②手数料

定額小為替
¥〇〇〇

- ※ 定額小為替は郵便局で取り扱っています。
- ※ 定額小為替には何も記入しないでください。
- ② 切手、印紙でのお支払いはできません。

③切手を貼った返信用封筒



④申請者の本人確認書類

個人番号カード
運転免許証
健康保険証
などのコピー
※有効期限内のもの

- ※ 本籍地が米子市外の方で、運転免許証の住所変更がされていない場合は、併せて住民票の原本も添付してください。
- ※ 健康保険証は、現住所が記載されている面も必ずコピーしてください。

※ 返送先は申請者の住民登録地のみとなります。

①から④を同封して請求してください

送付先:

〒683-8686

米子市役所 市民一課 郵送担当 宛

※市役所専用の郵便番号ですので、
住所の記載は不要です。

- 詳しくは下記にご連絡ください
米子市役所 市民一課 郵送担当
鳥取県米子市加茂町1丁目1番地
Tel : 0859-23-5147
Fax : 0859-23-5398

注意

プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。
偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第133条)